

全てに適用されます。

(3) 例外許可

ア 市街化調整区域においては次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 許可申請にかかる建築物が、法第29条第2号（農林漁業用施設及び従事者住宅）又は第3号（公益的施設）の場合

(イ) 法第43条第1項第1号（都市計画事業として行う建築等）、第2号（災害応急建築等）、第3号（仮設建築物の建築）に該当する場合

(ウ) 許可申請にかかる建築物又は特定工作物が、法第34条第1号から第12号まで及び第14号並びに政令第36条第1項第3号イからハまで及びホの規定若しくは規定に基づく基準に適合する建築物又は特定工作物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号、第4号の基準とを勘案して支障ないと認められ、かつ、第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、申請の建築物等の用途がこれに適合するか、又は建築基準法第49条又は第50条の規定に準じて、例外許可ができると認められるものである場合

イ 区域区分が定められていない都市計画区域であって用途地域等が定められていない区域、準都市計画区域、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内においては次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 許可申請にかかる建築物が、法第29条第2号（農林漁業用施設及び従事者住宅）又は第3号（公益的施設）の場合

(イ) 建築物等の用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障ないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第49条又は第50条の規定に準じて許可ができると認められるものである場合。

なお、例外許可の申請は次のとおりです。

法第42条第1項ただし書き許可に係わる様式一覧			
順序	図表の名称	縮尺	説明
1	予定建築物以外の建築等許可申請書	—	○県規制規則別記様式16号（264頁）
2	開発許可を受けようとする理由書	—	
3	敷地位置・区域図	1/2,500 以上	○周辺半径500mの範囲を表し、かつ用途を明示したもの
4	建物配置図	1/500 以上	○土地利用計画図
5	各階平面図及び二面以上の立面図	1/200 以上	
6	その他	—	(1) 開発許可を受けた者以外の者による申請の場合は、権原を証する書面 (2) 誓約書（知事等が必要と認め指示した場合） (3) 法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準について判断できる書類

(4) 国が行う行為の場合

当該国の機関と開発許可権者との協議が成立することをもって許可があったものと見なしますが、前項の規定を準用して判断します。